

第63回
租 税 研 究 大 会
ご 案 内



社団法人 日本租税研究協会

第63回 租 税 研 究 大 会

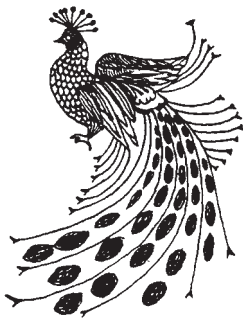
(開催日程)

東京大会 ; 平成23年9月7日(水)～8日(木)
大阪大会 ; 平成23年9月22日(木)



今井会長

社団法人 日本租税研究協会
会長 今井 敬



例年、秋に開催しております租税研究大会は、当会創立以来今回で63回目を迎えることとなりました。

これもひとえに会員の皆様並びに関係各位の一方ならぬご支援・ご協力の賜物と心から厚くお礼申し上げます。

さて本年度は、東京大会を9月7日～8日に、大阪大会を9月22日に開催いたします。

ご多用中のところ、誠に恐縮でございますが、多数の皆様のご参席を賜りますようご案内申し上げます。

目 次

東京大会

第1日 9月7日(水曜日)

報告：内国法人の全世界所得課税とその修正 午前10時30分～12時00分 1頁

副会長挨拶 日本たばこ産業(株)顧問 水野 勝 午後1時30分～1時40分 2頁

討論会：抜本的税制改革を巡る諸課題 午後1時40分～3時40分 2頁

第2日 9月8日(木曜日)

討論会1：国際課税を巡る課題と展望 午前10時00分～12時00分 3頁

討論会2：税務会計研究会報告

企業会計基準のコンバージェンスと法人税法の対応

午後1時30分～4時10分 4頁

報告

討論会Ⅰ

討論会Ⅱ

大阪大会

9月22日(木曜日)

報告：法人税制における課税関係の継続について 午前10時30分～12時00分 5頁
—圧縮記帳からグループ法人税制へ—

副会長挨拶 日本生命保険(株)相談役 宇野郁夫 午後1時30分～1時40分 6頁

討論会：抜本的税制改革を巡る諸課題 午後1時40分～3時40分 6頁

東京大会

第1日 平成23年9月7日（水曜日）

会場 日本工業倶楽部3階大ホール

東京都千代田区丸の内1-4-6

電話 (03) 3281-1711 (代)

報告：内国法人の全世界所得課税とその修正

午前10時30分～12時00分

報告者 東京大学大学院法学政治学研究科教授

〈敬称略〉

増井良啓

= 報告要旨 =

日本法は、1953年以来、内国法人の全世界所得に課税したうえで、外国税額控除を行う、という方式を採用してきました。この中で、2009年に外国子会社から受ける配当等を益金不算入とし、2010年に外国子会社合算税制の基本構造を改変しました。

視野を海外に広げると、英国は外国支店免税に踏み切っており、米国でも改正論議が盛

んになっています。理論的にも、「資本輸出中立性 (CEN) 対資本輸入中立性 (CIN)」といった「頭字語の争い (battle of acronyms)」への批判が強まっています。

そこで、このような流れをふまえ、内国法人に対する課税原則のあり方について、意見を述べてみたいと思います。

副会長挨拶

午後 1 時30分～ 1 時40分

日本たばこ産業(株)顧問

水 野 勝

討論会：抜本的税制改革を巡る諸課題

午後 1 時40分～ 3 時40分

司 会：一橋大学大学院法学研究科教授

水 野 忠 恒

参加者：

(五十音順)

財務省主税局長

総務省自治税務局長

丸紅(株)常務執行役員 (租研理事)

東海大学法学部教授

榎 正 博

西 山 由 美

= 討論要旨 =

わが国は、少子・高齢化やグローバル化の急速な進展、地球温暖化問題、さらには世界最悪といわれる財政赤字など、構造的な難題に直面しており、抜本的な税制改革の必要性が唱えられています。

このような状況下、政府においては、財政や社会保障の持続可能性を確保するため、社会保障と税の一体改革に取り組んでおり、本年6月末には、その成案をとりまとめました。この成案においては、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」との方針が示されました。

また、去る3月11日に発生した東日本大震災については、国を挙げた取り組みが求めら

れており、政府においては、東日本大震災復興構想会議を設置し、本年6月25日に「復興への提言」を取りまとめました。その中では、さまざまな政策手段を動員して復興に取り組むとともに、そのための財源の確保についても責任を持って対応すべきことが提唱されています。

他方、平成23年度税制改正については、いわゆる「ねじれ国会」の下で、法人税率引下げなどの抜本改革の一環をなす改正が国会で継続して審議されている状況にあります。

今後、以上のような大きな課題について、いよいよ具体的な対応に着手することになります。このような重要な時期に、抜本的な税制改革を巡る諸課題について、討論を行います。

第2日 平成23年9月8日(木曜日)

会場 日本工業倶楽部3階大ホール

討論会1：国際課税を巡る課題と展望 午前10時00分～12時00分

司会：早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

〈敬称略〉

渡辺裕泰

参加者：

(五十音順)

財務省主税局参事官

筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

青山慶二

関西学院大学法学部教授

一高龍司

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースパートナー

鬼頭朱実

= 討論要旨 =

経済取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も複雑化・多様化しており、このような経済社会の実態の変化に伴い、国際課税のあり方が課題となっています。

税制調査会専門家委員会において昨年11月に「国際課税に関する論点整理」が取りまとめられ、①OECDモデル租税条約の改定を踏まえ、国内法を「総合主義」から「帰属主義」への見直し、②徴収共助を行うための仕組みの整備などが取り上げられ、今後の課題として問題提起が行われています。

なお、平成23年度税制改正では、OECDに

おける移転価格ガイドラインの改正等に伴い、国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制)が、独立企業間価格の算定方法などにつき見直されています。

また、近年、租税条約については、多数の条約改定や租税協定が締結されるなど国際的な税務当局間のネットワークの拡充が進展しています。

そこで、日本における最近の国際課税の状況を概観し、OECDなどの国際機関における議論の動向等を踏まえ、今後の国際課税の課題と展望について討論を行います。

討論会 2 : 税務会計研究会報告 午後 1 時30分～ 4 時10分
企業会計基準のコンバージェンスと法人税法の対応

報告 早稲田大学大学院会計研究科教授 品川 芳 宣
立教大学経済学部准教授 坂本 雅 士
横浜国立大学大学院国際社会科学研究所准教授
吉村 政 穂

討論会 I

司 会 : 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所教授

参加者 : 岩崎 政 明
早稲田大学大学院会計研究科教授 品川 芳 宣
立教大学経済学部准教授 坂本 雅 士
横浜国立大学大学院国際社会科学研究所准教授
吉村 政 穂
公認会計士 小川 一 夫
税理士 成松 洋 一

討論会 II (討論会 I のメンバーでフロアからの質疑応答を含めた討論会)

= 報告要旨 =

(社)日本租税研究協会では、税務会計研究会を設置し、この2年半、企業会計基準のコンバージェンスが進む中、法人税法の対応のあり方について調査・研究を行ってきました。

企業会計基準について、項目ごとに国際会計基準へのコンバージェンスの実態を調査し、そのコンバージェンスに対して、日本の会計基準がどのように対応してきたかを比較調査し、それらに対して、法人税法がいかに対応すべきか、理論的問題を検討するとともに、実際にどのように税制改正がなされてきたか調査を行いました。

個別の項目としては、①収益認識、②工事契約、③有形固定資産、④固定資産の減損、⑤無形資産、⑥投資不動産・関係会社に対す

る投資、⑦長期・短期の従業員給付、⑧引当金・偶発項目、⑨金融商品、⑩外国為替相場の影響、⑪企業結合と暖簾、⑫リース税制、⑬会計処理の遡及適用、⑭非上場企業、と詳細に渡って調査・検討を行っています。

そして、企業会計基準のコンバージェンスが最終局面を迎え、法人税法における、(1)公正妥当な会計処理基準(法人税法22条4項)や個別規定の解釈など解釈上の課題、(2)確定決算主義や個別規定の対応など立法上の課題について、今後の課題と方向性について検討を行ってきました。

その結果について、報告書を取りまとめることとしましたので、それを発表するものです。

大阪大会

会場 関電ビル内
関電会館4階5・6号室
大阪市北区中之島3-6-16
電話 (06) 6441-6800 (代)

平成23年9月22日(木曜日)

報告：法人税制における課税関係の継続について
—圧縮記帳からグループ法人税制へ—

午前10時30分～午前12時00分

報告者 京都大学大学院法学研究科教授 岡村忠生 〈敬称略〉

= 報告要旨 =

資産の移転などの取引が行われても損益を計上しない処理が、圧縮記帳、組織再編税制、グループ法人税制などで規定されている。その処理方法を見ると、圧縮記帳による課税繰延べがもっともシンプルであるが、組織再編税制では、対価資産の交付があることからこれを含めた処理が規定され、グループ法人税制では、譲渡損益調整勘定による処理に加えて、完全支配関係がある法人の株式を発行法人に譲渡する等の場合に譲渡損益相当額を資本金等の額に投入する処理が導入されるに至った。

これらは、まとめて見れば課税繰延べに止まらないことから、「課税関係の継続」と総称する。課税関係を継続させる理由としては、「経済実態に実質的な変更が無い」こと（組織再編税制）、「一つの納税単位」の中での移転であること（連結税制）、「実質的には資産に対する支配は継続していること」（グループ法人単体課税制度）があげられてきた。

本報告では、課税関係の継続について、その理由と処理方法、効果を検討し、残された課題と今後のあり方を論じる。

副会長挨拶

午後 1 時30分～ 1 時40分

日本生命保険(株)相談役

宇野 郁夫

討論会：抜本的税制改革を巡る諸課題

午後 1 時40分～ 3 時40分

司 会：関西学院大学経済学部教授

林 宜嗣

参加者：

(五十音順)

財務省大臣官房審議官

総務省大臣官房審議官

大阪ガス(株)取締役副社長執行役員

北 前 雅 人

(租研評議員)

大阪学院大学経済学部教授

日 高 政 浩

= 討論要旨 =

わが国は、少子・高齢化やグローバル化の急速な進展、地球温暖化問題、さらには世界最悪といわれる財政赤字など、構造的な難題に直面しており、抜本的な税制改革の必要性が唱えられています。

このような状況下、政府においては、財政や社会保障の持続可能性を確保するため、社会保障と税の一体改革に取り組んでおり、本年6月末には、その成案をとりまとめました。この成案においては、「まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」との方針が示されました。

また、去る3月11日に発生した東日本大震災については、国を挙げた取り組みが求めら

れており、政府においては、東日本大震災復興構想会議を設置し、本年6月25日に「復興への提言」を取りまとめました。その中では、さまざまな政策手段を動員して復興に取り組むとともに、そのための財源の確保についても責任を持って対応すべきことが提唱されています。

他方、平成23年度税制改正については、いわゆる「ねじれ国会」の下で、法人税率引下げなどの抜本改革の一環をなす改正が国会で継続して審議されている状況にあります。

今後、以上のような大きな課題について、いよいよ具体的な対応に着手することになります。このような重要な時期に、抜本的な税制改革を巡る諸課題について、討論を行います。

(1) プログラムの内容は、都合により一部変更することもありますので、予めご了承ください。

なお、プログラムについて、ご意見、ご要望がございましたら、できるだけ早く、事務局あてにご連絡ください。

(2) ご出席希望者は、配席の都合上お手数ながら同封用紙にご記入のうえ事務局まで、FAXにてご連絡をお願いいたします。

平成23年7月

第63回租税研究大会

社団法人日本租税研究協会 事務局

〒100 東京都千代田区大手町2丁目6番2号
-0004 日本ビル5階 552区

TEL (03) 3281-2719

FAX (03) 3281-6073

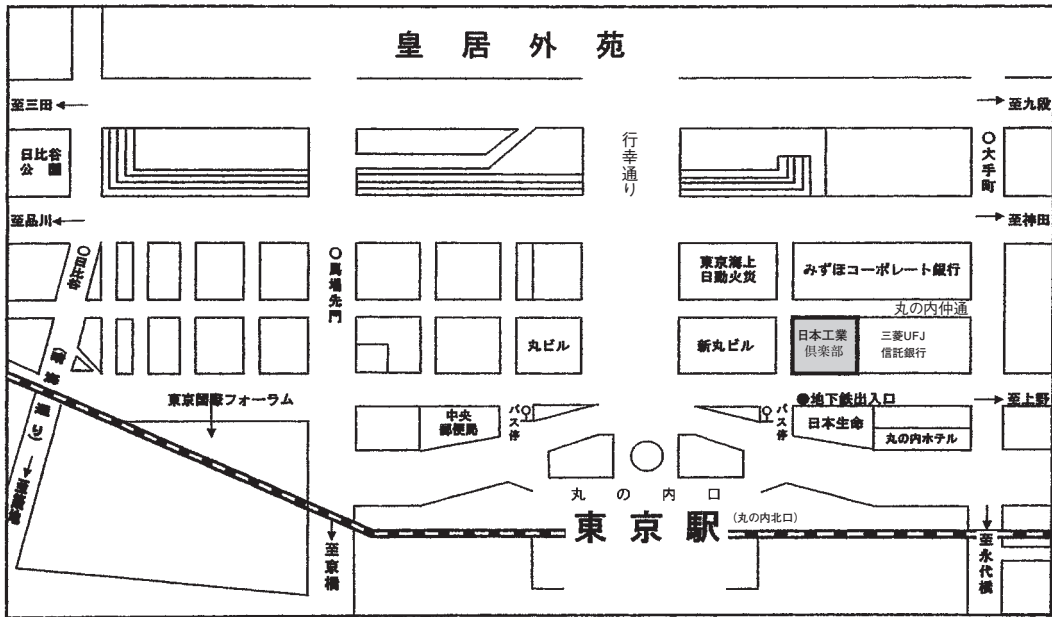
E-mail:j-tax-as@tkg.att.ne.jp

<http://www.soken.or.jp/>

東京大会会場ご案内図

日本工業倶楽部会館への道順

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目4番6号 (03) 3281-1711



1. JR東京駅丸の内北口、徒歩3分。
2. 地下鉄丸の内線東京駅下車、出口1大手町方面から徒歩1分。

大阪大会会場ご案内図

関電会館への道順

大阪市北区中之島3丁目6番16号 関電ビルディング4階 電話 (06) 6441-6800 (代)



- ・JR大阪駅、阪神・阪急梅田駅下車、四つ橋筋を南へ約1 km、渡辺橋を渡り西へ約300m (徒歩約15～20分)
- ・JR大阪駅より市バス53系統船津橋行で渡辺橋下車、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車、淀屋橋を渡り西へ約700m (徒歩約10分)
- ・地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車、4番出口に進み、朝日新聞ビルの出口を出て、西へ約300m (徒歩約5分)
- ・「京阪中之島線渡辺橋駅下車、1番出口から堂島川沿い遊歩道を西へ約170m田蓑橋南詰交差点、筑前橋筋を南へ約110m (徒歩約4分)

— MEMO —

